

富山市上下水道局
浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター
維持管理業務包括委託

プロポーザル実施要領

令和4年10月

富山市上下水道局

目 次

	項目	記載ページ
I	目的	2
II	委託業務の概要	2
III	受託者の選定方法	3～4
IV	資格要件等	4～6
V	評価・審査の方法等	6～7
VI	提案書要領等	7～8
VII	提案図書及び提案に関する留意事項	8～10
VIII	公開資料	10
IX	公開資料請求及び質問書提出方法等	11
X	事業対象施設概要	12

富山市上下水道局 浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター
維持管理業務包括委託プロポーザル実施要領

I. 目的

本要領は、富山市上下水道局（以下「局」という。）が浜黒崎浄化センター・水橋浄化センターの維持管理業務包括委託（以下「包括委託」という。）を実施する民間事業者（以下「受託者」という。）を選定するための基準を示すものである。

II. 委託業務の概要

1. 委託業務の名称

富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務包括委託

2. 履行場所

処理場名	所在地
浜黒崎浄化センター	富山市浜黒崎 1 8 番地
水橋浄化センター	富山市水橋辻ヶ堂 1 0 1 番地

3. 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

- (1) 1 日 2 4 時間通年を対象とする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に指定する休日及び受託者が独自に定める休日を与える場合は、交代要員を確保し所定の業務包括委託の実施に支障を及ぼさないこと。

4. 委託業務範囲

- (1) 運転操作監視業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 修繕業務
- (4) 設備調査業務
- (5) 水質分析業務
- (6) 物品等調達管理業務
- (7) 保安全管理業務
- (8) 環境対策業務
- (9) エネルギー管理業務
- (10) 文書及びデータ管理業務
- (11) 緊急時対応業務
- (12) その他の業務

Ⅲ. 受託者の選定方法等

1. 受託者の選定方法

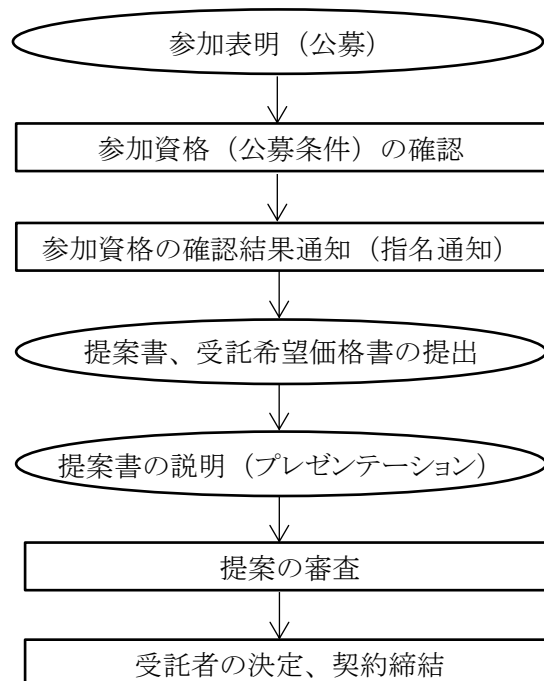
- (1) 受託者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用する。提出された提案書に基づき審査を行い、下水道処理事業を合理的且つ効率的に運営する能力や受託希望条件等を総合的に評価し、最優秀受託候補事業者（以下「最優秀者」という。）を選定する。
- (2) 契約締結にあたっては、選定された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀者と提案内容に沿った協議等を行ったうえ、双方合意のもと、契約を締結するものである。
- (3) 最優秀者との協議が整わなかったときは、次順位の受託候補者と協議等を行ったうえ、双方合意のもと契約を締結するものである。

2. 選考委員会の設置

- (1) 受託者の選定については、「富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務包括委託選考委員会」（以下「委員会という。」）を設置し、受託者選定を行う。

3. 受託者選定の手順

受託者を選定する手順は、次に示すとおりである。



応募者から提出された参加表明書及び参加資格確認資料により参加資格（公募条件）を確認する。尚、参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

4. スケジュール（予定）

No	内容	実施期限	方法	担当
1	参加表明(公募)の受付開始 及びプロポーザル実施要 領、様式集並びに仕様書等 業務説明資料の公開	令和4年10月28日(金)	局HPに 掲載	契約出納課
2	プロポーザル実施要領・ 様式集に関する質問、及び 仕様書への質問(1回目)の 受付(第3号様式)	令和4年10月28日(金) ～11月7日(月)17:00 必着	持参、郵送 又は メール	契約出納課
3	プロポーザル実施要領・ 様式集に関する質問、及び 仕様書への質問(1回目)へ の回答	令和4年11月16日(水)	局HPに 掲載及び 連絡(※)	浜黒崎浄化センター 契約出納課
4	現地見学会参加申込書受付 (第2号様式)	令和4年11月7日(月) ～14日(月)17:00 必着	持参又は 郵送	契約出納課
5	現地見学会の日時の送付	令和4年11月15日(火)	郵送及び 連絡	契約出納課 浜黒崎浄化センター
6	現地見学会	令和4年11月18日(金) ～22日(火)1業者3時間以 内	現地開催	浜黒崎浄化センター
7	参加表明(公募)の締切り (第1号様式)	令和4年11月25日(金) 17:00 必着	持参又は 郵送	契約出納課
8	提案資格の確認並びに提案 書提出要請の通知	令和4年12月2日(金)	郵送	浜黒崎浄化センター 契約出納課
9	仕様書等業務説明資料に関 する質問(2回目)の受付 (第3号様式)	令和4年12月2日(金) ～16日(金)17:00 必着	持参、郵送 又は メール	契約出納課
10	仕様書等業務説明資料に関 する質問への回答	令和4年12月23日(金)	局HPに 掲載及び 連絡(※)	浜黒崎浄化センター 契約出納課
11	提案書の受付(第4号様式)	令和4年12月2日(金)～ 令和5年1月6日(金)17: 00 必着	持参又は 郵送	契約出納課
12	プレゼンテーション	令和5年1月20日(金)	局で実施	選考委員会
13	ヒアリング・審査	令和5年1月20日(金)	局で実施	選考委員会
14	審査結果通知書の送付	令和5年1月27日(金)	郵送	契約出納課
15	基本協定締結	令和5年2月3日(金)	局で実施	浜黒崎浄化センター
16	契約締結	令和5年2月末まで	局で実施	浜黒崎浄化センター
17	現場研修	契約締結後～令和5年 3月31日(木)	現地実施	浜黒崎浄化センター

※局ホームページへの掲載のほか、質問者への連絡をメール又はファクシミリで行う。

5. 最優秀提案の選定

(1) 受託希望価格の確認

受託希望価格提案書（第 15 号様式）に記載された受託希望価格（以下「希望価格」という。）が上限価格を超えていないことを確認する。なお、希望価格がⅦ-10 に記す委託料を超えている場合は失格とする。

(2) 提案内容基礎項目の確認

委員会の事務局は、提案書に記載された内容が、提案書の基礎項目を満たしていることを確認し、委員会へ報告する。なお、基礎項目の内容に不備があるときは、事務局はその旨を委員会へ報告するものとする。

(3) 提案内容の審査

委員会は、各提案書に記載された内容について、選定基準に示す得点基準に従って評価する。

委員会は各評価項目に対し得点化し、最も得点の高い提案を最優秀提案として選定する。なお、最優秀提案が 2 以上あるときは、当該者のくじ引きにより、最優秀提案を選定する。

6. 受託者の決定

局は、委員会の最優秀提案の決定を踏まえ、受託者を決定する。

Ⅳ. 資格要件等

1. 参加資格要件

(1) 希望書提出資格者は、次のいずれも満たしている者であること。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。

② 令和 4 年 10 月 1 日時点で、富山市競争入札参加資格者名簿の業種区分「上下水道施設管理」に登載された者であること。ただし、参加表明（公募）の締切り期限までに本市の競争入札参加資格審査に関する書類が提出されており、不備のないことが確認され、受託候補者特定時までには富山市競争入札参加資格者名簿に登載されている見込みがある者を含む。（見込み証明として、契約課へ提出した入札参加資格審査申請の写しを提出すること。）

③ 富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

④ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

ア 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定（イにおいて「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

ウ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号

に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

⑤ 下水道法上の終末処理場において、維持及び運転管理を平成15年度以降に継続して1年以上履行した実績があること。

⑥ 国土交通省の下水道処理施設維持管理業者に登録していること。

⑦ 下水道法施行令第15条の3の有資格者(令和4年10月1日時点で雇用関係がある者)であつて、かつ、下水終末処理場で総括責任者または副総括責任者(以下、「副総括」という。)として1年以上従事した者(最高責任者)を専任で配置できること。

⑧ 下水道法施行令第15条の3の有資格者(令和4年10月1日時点で雇用関係がある者)であつて、かつ、終末処理場において、維持及び運転管理の実績を1年以上有する副総括(管理監督者)を浜黒崎浄化センターに専任で配置できること。

⑨ 下水道法施行令第15条の3の有資格者(令和4年10月1日時点で雇用関係がある者)であつて、かつ、終末処理場において、維持及び運転管理の実績を1年以上有する副総括(管理監督者)を水橋浄化センターに専任で配置できること。

⑩ 終末処理場での実務経験を有しない者の全従事者(総括責任者及び副総括を除く。)に占める割合は、30%未満とする。

⑪ ⑩の実務経験を有しない者を従事者とする場合、終末処理場での維持及び運転管理を2年以上有する従事者の補助として6ヶ月以上、業務・研修等を行うこと。

(2) 受託希望の提案(以下「提案」という。)をする者は参加表明書(第1号様式)及び資本関係・人的関係に関する調書(第1号の2様式)、並びに(1)の②及び⑤から⑥が確認できる書類(様式自由)を令和4年11月25日17:00必着にて富山市上下水道局契約出納課に提出すること。

2. 提案の注意事項

(1) 禁止行為

- ① 提案者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 提案者は、委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めてはならない。
- ③ 提案者は、他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ってはならない。

(2) 提案資格の取り消し

上下水道局が提案資格確認を行った日から審査結果の公表日までの間、次のいずれかに該当した者は提案の資格を取り消す。

- ① 提案者の禁止行為に該当する行為を行った者。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった者。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続きの開始、または民事再生法に基づく再生手続きの開始の申し立てが確定した者。
- ④ 不渡手形または不渡小切手を出した者。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者。
- ⑥ 富山市上下水道局指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた者。

V. 評価・審査の方法等

1. 評価・審査方法

提案書に記載された内容について、次の評価・審査方法により行う。

(1) 評価・審査の基本的方針

技術評価・審査による得点が希望価格による得点と併せて総合評価点となるため、その配点及び得点化基準については、局が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

(2) 評価・審査における配点

- ①は技術評価・審査の配点を示す。
- ②は経済評価についての配点を示す。

評価項目	配点	
	基礎項目確認	審査点
①一般事項に関する内容	確認報告	5点
①業務実施方針に関する提案		8点
①業務実施体制に関する提案		6点
①業務内容に関する提案（運転管理業務）		14点
①業務内容に関する提案（保安全管理業務）	同上	24点
①業務内容に関する提案（その他の業務）	同上	14点
①その他の提案		9点
②希望価格に関する提案	—	20点
合 計	100点	

2. 評価得点の基準

別紙に示す配点に従い、提案書類に記載された内容を評価し得点化する。

3. 総合評価

- (1) 上記の評価・審査の得点は、提案者ごと、委員ごとに集計する。
- (2) 経済評価については業務委託料の受託希望価格提案書（第8号様式）により提示された金額を勘案して得点とする。
- (3) 評価・審査の合計得点の最高得点者を最優秀者とする。

VI. 提案書要領等

1. 確認項目及び内容

提案書に記載された内容が、次を満たしていることを確認する。

- (1) 一般事項に関する内容・業務実施方針・業務実施体制に関する提案
一般事項に関する内容・業務実施方針・業務実施体制に関する提案については、次の事項を満足する内容であること。
 - ① 当該提案について、同一事項に対する提案は1通りとし、又、提案事項間の相違、矛盾等がないこと。
 - ② 当該提案書について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）であること。
 - ③ 当該提案に関する評価項目が全て提案されており、その提案内容が仕様書と矛盾していないこと。
 - ④ 自社の技術的特長、範囲、適応能力等が提案されていること。
- (2) 業務内容に関する提案（運転管理業務・保全管理業務・その他の業務）
業務内容に関する提案については、次の事項を満足する内容であること。
 - ① 当該提案について、同一事項に対する提案は1通りとし、又、提案事項間の相違、矛盾等がないこと。
 - ② 当該提案書について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）であること。
 - ③ 当該提案に関する評価項目が全て提案されており、その提案内容が要求水準書と矛盾していないこと。
- (3) その他の提案
その他の提案については、次の事項を満足する内容であること。
 - ① 当該提案について、同一事項に対する提案は1通りとし、又、提案事項間の相違、矛盾等がないこと。
 - ② 当該提案書について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
 - ③ 当該提案に関する評価項目が全て提案されており、その提案内容が仕様書と矛盾していないこと。

2. 評価項目に記載すべき事項

評価項目に記載すべき事項は様式集によるものとするが、各項目の内容は少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 一般事項に関する内容
 - ① 参加者の業務実績
 - ② 参加者の資格保有者数
 - ③ 参加者の技術的特徴
- (2) 業務実施方針に関する提案
- (3) 業務実施体制に関する提案
 - ① 総括責任者の業務実績
 - ② 人員配置計画
 - ③ 業務従事者への教育
 - ④ 安全衛生管理体制
- (4) 業務内容に関する提案（運転管理業務）
 - ① 運転操作監視業務
 - ② 水質分析業務
 - ③ 物品等調達管理業務
- (5) 業務内容に関する提案（保全管理業務）
 - ① 保守点検業務
 - ② 修繕業務
 - ③ 設備調査業務
- (6) 業務内容に関する提案（その他の業務）
 - ① 文書及びデータ管理業務
 - ② 保安全管理業務
 - ③ 環境対策業務
 - ④ エネルギー管理業務
 - ⑤ 緊急時対応業務
- (7) その他の提案
 - ① リスク管理・分担
 - ② コスト縮減
 - ③ 地域貢献・社会貢献
 - ④ その他の独自提案

Ⅶ. 提出図書及び提案に関する留意事項

1. 提案書の提出部数等について

提案書は、事務局に正本1部、副本15部を提出すること。

2. 作成要領

作成においては様式集を使用しサイズは日本工業規格『A 4 版』縦置き横書き左綴じとし、図表等を使用する際に『A 3 版』を使用する場合は折り閉じること。尚、提案書は社名が特定できないよう 1 冊として綴じ各提案ごとにインデックスを付すこと。

提案書の構成は、次のとおりとする。

- (1) 正本 第 4 号様式から第 1 5 号様式まで
- (2) 副本 第 6 号様式から第 1 4 号様式まで

3. 希望価格書の提出については次のとおりとする。

- (1) 提案者が提示する希望価格は、第 1 5 号様式により提案者の所在地、称号または名称、代表者名とともに記載し、封かんしたうえ、提案者の氏名及び「受託希望価格書在中」と明記し、提出すること。
- (2) 希望価格は、本業務委託期間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）を通じた委託料の総額をもって記載すること。
- (3) 希望価格の評価・審査においては、様式第 1 5 号に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額をもって評価・審査するので、提案者は、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。

4. 提出書類等の取扱

提出された提案書及び受託希望価格書等については、変更不可とする。また、受託候補者となった者が提出した書類は返却しない。

5. 提案に関する条件

- (1) 局が支払う委託料

局が委託期間を通じて支払う委託料はⅢ. 1. (2) に記すとおり締結した金額とする。なお、この委託料には、契約にかかる費用、包括委託開始前の運営準備にかかる費用、包括委託研修期間にかかる費用その他関連費用を含むものとする。

また、支払う委託料は、令和 5 年 4 月 1 日から同月 3 0 日までの分を初回とし以後毎月 1 回、令和 8 年 3 月 3 1 日までの分、計 3 6 回の支払いとするが、各月の支払いは包括委託完了の確認後翌月払いとする。

- (2) 土地及び施設の使用

受託者は包括委託期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用出来る。

- (3) 保険加入

受託者は、包括委託期間内で受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対応する保険等に加入すること。

6. 提案書等の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書等は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者の提出した提案書、希望価格書

- (2) 同一事項に対し、2通り以上提出された提案書、価格提案書
- (3) 提案事項間で相違、矛盾がある提案書
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の応募
- (5) 著しく信義に反する行為があった提案参加者の行った応募

7. 費用負担

応募に際し、かかる費用（提案書等の作成及び提出、返却に係る費用を含む）はすべて参加者の負担とする。

8. 著作権等知的所有権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、局が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

9. 契約について

- (1) 受託決定者は、局が指定する期日迄に契約を締結しなければならない。
- (2) 受託決定者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、受託決定者としての権利を失うものとする。

10. 委託料について

委託料の金額については、3年間分の上限を2,072,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない）とし、各年度の上限については次のとおりとする。

（単位；千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合 計
委託料	688,000	697,000	687,000	2,072,000

（消費税及び地方消費税を含まない）

VIII. 公開資料

- 1. 下水道事業年報の外、希望価格提案書作成のため必要な情報は、原則としてすべて公開する。
公開を希望する情報がある場合は、事務局に申し出ること。
- 2. 局から提示する資料等については、応募にかかる検討以外の目的での使用は厳禁とする。

Ⅸ. 公開資料請求及び質問書等提出方法等

資料請求及び質問書等提出は、事務局において受け付ける。

＜事務局＞

〒930-0859 富山県富山市牛島本町二丁目1番20号

富山市上下水道局 契約出納課管財契約係

TEL：076-432-8518、Fax：076-432-8635

E-mail：suidoukeisui@city.toyama.lg.jp

X. 事業対象施設概要

(1) 浜黒崎浄化センター

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ① 流入水排除方式 | : 分流式（一部合流式） |
| ② 水処理方式 | : 標準活性汚泥法及び急速濾過法 |
| ③ 処理能力 | : 1 6 4, 1 0 0 m ³ /日 |
| ④ 汚泥処理方式 | |
| ・汚泥濃縮方式 | : 重力濃縮及び遠心濃縮 |
| ・汚泥消化方式 | : 機械攪拌及び外部加温 |
| ・汚泥脱水方式 | : フィルタープレス脱水及びベルトプレス脱水 |
| ⑤ 放流先 | : 富山湾（海域） |
| ⑥ その他 | : 仕様書による |
| ⑦ 供用開始 | : 昭和 5 4 年 4 月 |

(2) 水橋浄化センター

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ① 流入水排除方式 | : 分流式 |
| ② 水処理方式 | : 標準活性汚泥法 |
| ③ 処理能力 | : 1 1, 6 0 0 m ³ /日 |
| ④ 汚泥処理方式 | |
| ・汚泥濃縮方式 | : 重力濃縮及び遠心濃縮 |
| ・汚泥脱水方式 | : ベルトプレス脱水 |
| ⑤ 放流先 | : 辻ヶ堂排水路 |
| ⑥ その他 | : 仕様書による |
| ⑦ 供用開始 | : 平成 6 年 1 2 月 |